

Web 会議システムを用いた研修会参加に関する規約

公益社団法人 日本技術士会 修習技術者支援委員会（以下、修習技術者支援委員会とします）が主催する、オンラインでの研修会、セミナー、ガイダンス等（以下、研修会とします）に参加される方は、必ず以下の内容をご一読いただき、それぞれの事項をご理解頂いたうえで申込みと参加をしてください。

第1条 研修会参加申込み

- 1) 参加者は、研修会の参加申込みをされた時点で、本規約に同意したものとみなします。
- 2) 過去に本規約に違反したことがある場合は、申込みを取り消すことがあります。

第2条 研修会参加費および支払いについて

- 1) 研修会参加費は、研修会によって変わります。
- 2) 研修会参加費の支払い方法と期日は、研修会ごとに、修習技術者支援委員会より指定しますので、それに従いお支払いください。
なお、指定期日までに研修会参加費をお支払い頂けない場合は、申込みを取り消します。

第3条 登録内容変更について

- 1) 参加者の氏名、電話番号、メールアドレスなど登録内容に変更が生じた場合は、速やかに修習技術者支援委員会（連作先は、末尾参照）までご連絡ください。開催についての連絡、資料の配布等で、支障が出る場合があります。

第4条 申込みの取消しについて

- 1) 参加者都合で申込みを取り消す場合は、お支払い頂きました研修会参加費の一部を返金する場合があります。返金額及び返金方法は別途定めます。
参加費を銀行振り込みで入金された場合で返金手数料が返金額を上回るような場合や、別途定めるキャンセル期日以降に申し込み取り消しの場合には返金はありません
- 2) 修習技術者支援委員会の都合で研修会が中止となる場合は、お支払い頂きました研修会参加費を返金します。

但し、申込み時にご負担頂いた振込手数料、その他費用は対象外とさせていただきます。

第5条 必要環境

- 1) オンライン研修会は、研修会ごとに指定する Web 会議システム (Zoom、Microsoft Teams 等) を使用して実施します。
- 2) 研修会参加に必要なインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末 (パソコン、タブレット、スマートフォン等)、同端末で使用する Web カメラ、マイク、スピーカ、同端末で稼働させる Web 会議システムへ接続するためのアプリケーションソフトウェアは、参加者自身で準備及び設定してください。
- 3) 研修会参加に使用するインターネット回線に接続できる端末 (パソコン、タブレット、スマートフォン等) は、原則個人所有の物を使用してください。会社所有、公共施設のインターネット回線に接続できる端末の使用はご遠慮ください。
- 4) セキュリティ対策は、参加者自身で対応してください。

第6条 招待 URL

- 1) 研修会参加のための招待 URL は、研修会開催日の前日までに、修習技術者支援委員会から、研修会参加申込み時に登録頂いたメールアドレスに送信致します。
- 2) 参加者は招待 URL の管理について責任を持ち、いかなる第三者にも貸与及び譲渡はできません。いかなる理由であれ、これらが第三者に使用されたことにより当該参加者に生じた損害については、修習技術者支援委員会は一切責任を負いません。

第7条 研修会参加時のルール

- 1) 参加者は、研修会参加時の音声と画像の ON/OFF の操作は、原則として修習技術者支援委員会の指示に従ってください。なお、修習技術者支援委員会側で、一斉 OFF 等の操作をする場合がありますのでご了承ください。
- 2) 開催中の質問方法は研修会の都度、修習技術者支援委員会から指定します。質問がある場合、指定された方法で、質問してください。

第8条 遵守事項及び確認事項

- 1) 参加者は、研修会参加時、以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 日本技術士会及び修習技術者支援委員会、研修会の他の参加者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (2) ID 又はパスワードを不正に使用する行為、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等する行為
 - (3) 第三者になりすまして研修会に参加する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為 (違法薬物、違法武器、密輸出入、売買春、児童ポルノ、児童虐待、文書偽造、詐欺、恐喝等の違法行為、その他修習技術者支援

- 委員会が公序良俗に反すると判断したもの) もしくはそのおそれのある行為、又は第三者をしてそれらをおこなわせる行為
- (5) 研修会の運営を妨げる行為、誹謗中傷する行為
 - (6) 政治活動、宗教活動、営業活動又はこれらに類する行為
 - (7) 刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他国内の法律・条例に違反する行為
 - (8) 研修会に対し、有害なコンピュータープログラム又は連鎖的なメールもしくは不当に大量の情報等を送信し又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (9) 研修会を通じて、修習技術者支援委員会もしくは又は第三者の情報を改ざん、消去する行為
 - (10) その他、修習技術者支援委員会が不適切と判断した行為
- 2) 参加者が、前項のいずれかの行為をした場合、又はおこなうおそれがあると修習技術者支援委員会が判断した場合は、事前に通知又は催告することなく、研修会への申込みの取消し及び途中退場の措置ができるものとします。この場合、お支払い頂きました研修会参加費は一切返金しません。

第9条 知的財産権について

- 1) 研修会において、参加者に表示又は提供する一切の情報・資料・レジメ・プログラム等については、すべて著作権法上の保護対象となっています。参加者は事前に修習技術者支援委員会の書面による許諾なく、個人的な目的以外で複製、出版、翻訳、譲渡、貸与等を行うことはできません。
- 2) 研修会の撮影（スクリーンショットを含む）、録音、録画については、修習技術者支援委員会の書面による許諾がない場合は、個人的な目的であろうと行うことはできません。

第10条 個人情報の取扱いについて

- 1) 申込みに際し、修習技術者支援委員会が収集した個人情報に関しては、研修会に関する資料の送付やお知らせ、及びご案内のみに使用し、承諾なしに目的外の使用及び第三者への提供は行いません。

第11条 研修会の中断について

- 1) 研修会を実施するために必要なインターネット環境に障害・作動不良等が発生した場合、その他研修会を実施することができない事態が起きた場合は、研修会を中止又は中断することがあります。なお、中止又は中断する場合はあらかじめその旨を参加者に通知します。但し、緊急かつ止むを得ない事情が発生した場合はこの限りではありません。

第12条 損害賠償

- 1) 参加者は、本規約及び法令の定めに違反したことにより、講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- 2) 天災、地変その他の不可抗力、電気通信事業者の責めに帰すべき事由等、修習技術者支援委員会の責めに帰すべからざる事由により、参加者に生じた損害について、修習技術者支援委員会は一切その責任を負わないものとします。
- 3) 研修会に関連して、参加者と他の参加者又は第三者との間において生じた一切の紛争について、修習技術者支援委員会は何らの責任を負いません。

第13条 その他

- 1) 修習技術者支援委員会は、予告なく、本規約の内容を変更することがあります。

連絡先

公益社団法人 日本技術士会 修習技術者支援委員会
jcsyus@engineer.or.jp

以上